

1 開 会（15時00分）	
沢田課長	<p>本日は、ご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、はじめさせていただきます。</p> <p>私は、本審議会事務局を担当しております地域振興課長の沢田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、地域審議会の設置に関する規程第8条第5項の定めにより、公開としております。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、坂本支所長よりご挨拶をいただきたいと思います。坂本支所長よろしくお願いいたします。</p>
2 支所長あいさつ	
坂本支所長	<p>ご紹介頂きました支所長の坂本でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は新たな委員の皆様をお迎えして平成20年度第3回の地域審議会を開催することとなりました。</p> <p>この地域審議会は市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置されたものでございまして、平成16年12月1日から平成27年3月31日までの約10年間にわたり設置されることになっております。委員の任期は2年で、合併してから早いもので4年を経過し、本日から3回目の委員の任期が始まるわけでございます。</p> <p>合併協議の中で地域課題について種々検討がされて合併に至ったわけですが、合併後の4年間を振り返ってみますと地方財政を取り巻く状況は厳しさを増し、地方分権に見合った地方財政が確立されていないという状況でございます。</p> <p>中核市の中で当市は税収が少なく地方交付税の割合も高いという財政状況となっております。三位一体改革に伴う地方交付税の減少ということが、当市の財政状況を直撃しているというのが現状となっております。</p> <p>こうした状況に対処すべく、行財政改革に取り組んでおりまして来年度につきましても150名を超える職員の削減を実施する計画になっております。</p> <p>一方、多くの行政課題があることも事実であり、こうした財政状況が厳しい中でも多くの地域課題、地域要望について積極的に取り組んで行かなければならないと考えております。</p> <p>当地域審議会で活発な議論がなされ、地方行政推進に関するご意見等をいただければ幸いです。</p> <p>以上、簡単ではありますが、新たな審議会委員の任期が始まるにあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

(委嘱状の交付)	
沢田課長	<p>続きまして、委員の皆様には支所長より委嘱状の交付を行います。 なお、交付につきましては、名簿順にお名前を申し上げますので、委員の皆様はその場でご起立の上委嘱状をお受け取りください。</p> <p style="text-align: center;">(坂本支所長から各委員へ委嘱状を交付)</p> <p>以上で委嘱状の交付を終了致します。 なお、本日委員の石山勇治氏につきましては欠席となっております。</p>
3 出席委員の報告	
沢田課長	<p>それでは、会議次第の3 出席委員の報告についてですが、本日の出席委員は14人と、過半数を超えておりますので、地域審議会の設置に関する規程第8条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告致します。</p>
4 議 題	
沢田課長	<p>続きまして、会議次第の4 「議題」に入りたいと存じます。 議事の進行につきましては、地域審議会の設置に関する規程第8条第2項の規定により本審議会の会長が会議の議長となりますが、会長が決まるまでの間の進行につきまして、坂本支所長にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声)</p> <p style="text-align: center;">(1) 新委員等の紹介</p>
坂本支所長	<p>それでは平成20年度第3回函館市恵山地域審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>これより会長が決まるまでの間進行を務めて参りますので、よろしくお願い致します。会議次第の4 「議題」に入らせていただきます。 「議題(1)新委員等の紹介について」事務局から説明させます。</p>
沢田課長	<p style="text-align: center;">(名簿順に選出団体名等および委員氏名を読み上げ紹介)</p> <p style="text-align: center;">(企画部 計画推進室 地域振興課職員の紹介)</p> <p style="text-align: center;">(恵山支所職員の紹介)</p>

(2) 函館市恵山地域審議会の会長および副会長の選出について

坂本支所長 次に、「議題(2)函館市恵山地域審議会の会長および副会長の選出について」事務局から説明させます。

沢田課長 それではご説明させていただきます。

「議題(2)函館市恵山地域審議会の会長および副会長の選出について」でございますが、地域審議会の設置に関する規程第7条の規定に基づき、函館市恵山地域審議会の会長および副会長を選出するものでございます。

選出にあたりましては、委員の互選により定めることになってございます。

坂本支所長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会長および副会長は委員の互選という規定となっております。

互選につきましては自薦、他薦等の方法がございますが、どのように取りはからい致しましょうか。

東福委員 今回、委員の大部分の方が交代されておりますので、事務局の案はないのでしょうか。もしあれば事務局の案をお示し願いたい。

坂本支所長 ただいま、東福委員から事務局案があればとのご発言がありましたので、事務局から提案させます。

沢田課長 事務局と致しましては、会長を二木委員、副会長を藤原委員にお願いしたいと考えてございます。

坂本支所長 それでは、お諮りをいたします。

会長に二木委員、副会長に藤原委員にお願いしたいということですが、委員の皆さん、このとおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

本件につきましては、会長に二木委員、副会長に藤原委員ということで決定されました。

会長および副会長が選出されましたので、今後の会議の進行については、二木会長にお願いしたいと存じます。

二木会長よろしくお願いたします。

二木会長	<p>ただいま、会長に選出されました二木でございます。 諸先輩方がおられる中でのご指名であり、大変恐縮をしております。 皆様方のご支援・ご協力をいただきながら、この大役を務めさせていただく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>(3) 前回の意見等の集約結果と取組状況について</p>
二木会長	<p>それでは、「議題(3)前回の意見等の集約結果と取組状況について」事務局から説明させます。</p>
安田課長 笹田課長	<p>(説明) 前回の意見等の集約結果と取組状況について</p>
二木会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等あればお願いします。 (「ありません」の声)</p>
	<p>(4) 報告事項 1 地域振興基金の運用状況について 2 地域福祉バスの運行について</p>
二木会長	<p>続いて、議題(4)報告事項に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
沢田課長	<p>(説明) 1 地域振興基金の運用状況について</p>
二木会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等ありましたらお願いします。</p>
鳴瀬委員	<p>合併特例債は今現在、どの位残っているのですか。</p>
企画部 佐藤課長	<p>沢田課長から説明がありましたとおり、地域振興基金は限度額が40億円となっております。 合併特例債につきましては、総務省の規定で合併する市町村数や人口要件により決定されるものでございまして、函館市の場合は限度額が約308億円となっております。 合併した平成16年度から昨年度までの決算では、20億5千6百万円がハード事業に充当されております。</p>
鳴瀬委員	<p>そのうち、恵山地域にはどの位事業に充当されているのでしょうか</p>

<p>企画部 佐藤課長</p>	<p>合併特例債にのみ限って申し上げますと、平成19年度段階で恵山地域の事業に充当された額はございません。</p> <p>平成20年度予算においては、函館市恵山コミュニティセンターの整備事業、いわゆる日ノ浜会館の建て替え事業の実施設計に合併特例債を充当しております。</p> <p>また、恵山地域では合併特例債の他に、過疎対策計画に基づく事業につきましても過疎債を充当しております。</p> <p>現在設計が行われております大潤保育園とのぼら保育園の統合保育園の設計にも過疎債が充当されております。</p>
<p>沢田課長</p>	<p>国の過疎振興計画が平成21年度までとなっておりますので、旧4町村地域における水産事業など、過疎債が充当できる事業については過疎債を優先に充当していくこととなっております。</p>
<p>二木委員</p>	<p>他に委員の皆様から何かございますか。</p>
<p>沢田課長</p>	<p>(説明) 2 地域福祉バスの運行について</p>
<p>二木会長</p>	<p>ただいま福祉バスの運行について説明がありましたが、このことについて何か質問や意見等ございますか。</p>
<p>長田委員</p>	<p>各地域や団体毎に利用回数の制限などは設定されるのでしょうか。</p>
<p>沢田課長</p>	<p>各団体毎の利用回数制限についてのお尋ねですが、現在週2回恵山福祉センターへ温泉送迎や各老人クラブの月例会などにも利用されております。</p> <p>また、その他にも市が行う事業などにも福祉バスが利用されておりますので、それらの利用日を除き概ね10名以上の利用者がある場合には福祉バスの利用が可能となり、団体毎の利用回数制限を設ける予定はございません。</p>
<p>鳴瀬委員</p>	<p>函館市連合遺族会恵山地区会長も務めておりますので、その立場も含めてお尋ねします。</p> <p>函館市の戦没者追悼式には福祉バスの利用が可能ですが、政教分離の観点からとは思いますが、他の慰霊祭などでは利用できません。市としてどのような観点なのかお聞きしたい。</p>
<p>成田課長</p>	<p>鳴瀬委員もご承知のとおり、旧恵山町時代は利用できたこともありました。が、合併後は鳴瀬委員ご指摘のとおり政教分離の観点から好ましくないことから利用を認めてはおりません。</p>

及川委員	土曜・日曜・祝祭日でも利用が可能でしょうか。
沢田課長	以前は、職員が運転業務を行っていたことから制限を設けておりましたが、現在はバス運転業務を委託しておりますので、空いている日で、利用可能な範囲及び時間帯であれば土曜・日曜・祝祭日でも利用が可能と考えております。
渡部委員	各子ども会についても、市が後援する団体等に該当して利用が可能なのでしょうか。
沢田課長	子ども会などの教育関係団体につきましては、現在スクールバスが3台あり、通学だけでなく社会教育関係事業などにも利用が可能となっておりますが、スクールバスに空きがないなどの理由により利用ができない場合は、子ども会も公共性のある団体と考えますので福祉バスの利用は可能と考えております。
田中委員	老人クラブでは、年間利用計画では今まで土曜・日曜・祝祭日を除いて計画を立てていましたが、平成21年度からは土曜・日曜・祝祭日でも利用が可能となるということで確認してよろしいでしょうか。
沢田課長	はい、その通りです。
二木委員	他になければ次の議題に移ります。
(5) 地域振興全般に関する意見交換について	
二木会長	続いて、議題(5)地域振興全般に関する意見交換についてですが、事務局から補足することなどがあればお願いします。
沢田課長	特に補足することはございませんが、平成16年12月の合併以降、3回目の委員構成となりました。 今後の地域振興につながる意見や提言、また住民サービスなどで疑問に感じている事、不明なことなど、忌憚のないご意見・ご提言をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します
二木会長	ただいま事務局から補足がありました。地域振興全般に関して委員の皆さんから何かございますか。

鳴瀬委員	<p>地上デジタル放送（以下、地デジという。）の件について、先日市からテレビ組合へ補助金の説明がありました。この補助金は合併特例債から充当されると聞いております。</p> <p>確かに地デジを見るための施設改修は補助を受けて見ることはできると思いますが、各テレビ共聴施設は老朽化が進んでいるため、各家庭へきれいな映像を届けるためには既存施設の改修も必要となってくるとのことで、私の地区のテレビ組合による試算によれば、1世帯当たり10万円を超える負担が必要とのことです。</p> <p>一人暮らし世帯が多くなっていることや社会情勢で不景気な現状から考えれば、この負担はかなり大きな負担となります。</p> <p>現在テレビのない生活は考えられなくなっている現状から、国の方針で地デジを進めるのであれば、合併特例債などを活用して地域住民の負担を軽減する「思いやり予算」をお願いしたい。</p>
坂本支所長	<p>今、鳴瀬委員からご指摘がありました。前回の地域審議会でも石山委員から納得がいけないのご意見がありました。</p> <p>皆さんご存じのこととは思いますが、地デジを実施する背景には、現在テレビ放送などで使用している周波数帯が、携帯電話や防災関係の通信などで混み合ってきた経過や、テレビ局からは多チャンネル化などによりいろんな放送を実施したいという希望などがあり、消防・防災・携帯電話用の周波数に低い周波数帯を割り当てざるを得ない状況となってきた。このため現在のテレビ放送用の周波数を高周波数帯へ移動する必要が生じたため、国において種々検討した結果、デジタル化を進めるということと、高周波数帯への移動が必要との結論になったわけであります。</p> <p>鳴瀬委員がおっしゃるように市の内部でも種々の検討がされたわけですが、結論から申しますとデジタル化することについては国の施策でありますのでデジタル化することに伴って必要な改修費については国も補助制度が設けられました。</p> <p>老朽化に係る施設改修の対応は各テレビ組合によって異なり、積み立てをしてきた組合もあれば、将来受益者となるか不明なため積み立てをしていなかった組合もありますし、施設の老朽度合いも組合毎に異なり、ある組合では最近老朽化施設の改修を終えたばかりというところもあります。</p> <p>また、同じ改修費が必要となっても世帯数が異なることで世帯の負担額に差が生じることなどから、公平性の維持という観点から函館市としては、国の補助基準額の8割を補助しようという方針になった次第です。</p> <p>全道的には、まだこうした市町村の補助金を決定していないところが多く道内市町村の中で補助金交付を決定したのは函館市のみとのことです。</p>
鳴瀬委員	<p>各テレビ共聴組合では、各世帯から負担金を集めて老朽化の施設改修も進</p>

坂本支所長	<p>める計画であります、その各テレビ組合に対して無利子融資などの施策はできないものか。</p> <p>ご意見のありました無利子融資制度については、漁業や農業、中小企業に対する無利子貸付等同様の施策もありますので、そういった制度の創設が可能かどうか財政担当の財務部や、地デジについて担当している市民部とも協議していきたいと思えます。</p>
長田委員	<p>今日の地域審議会の開催前に新任委員への説明会があり、その中で年間の開催回数等について年3回と資料が示されておりましたが、年3回の開催で果たして地域審議会の機能が発揮できるのか。</p> <p>また、地域審議会のイメージの中には市長からの諮問や、市長への答申・意見ということもあることから、年3回ではなく市議会定例会と同様に年4回開催する方向で検討すべきではないか。</p>
坂本支所長	<p>長田委員から年4回開催してはどうかのご意見ですが、地域審議会の開催回数について規定の中で定めはありませんので、年4回開催することも可能ですし臨時の開催も可能です。</p> <p>今までの、地域審議会の開催内容を説明しますと、10月の地域審議会では翌年度予算の作成に向け、事業計画等の案をお示ししてご意見を頂くことになっており、3月では予算議会が終了後、翌年度予算についてこういった事業を実施する予定だと説明致します。</p> <p>7月開催の地域審議会では、前年度の決算がまとまりますので事業実績についてご報告する事となっており、今回は委員の任期満了に伴う交代により開催しておりますので今年度は年4回の開催となっております。</p> <p>年4回の開催については、恵山地域だけということにもなりませんので、長田委員の発言を説明しながら、他の支所や企画部とも協議していきたいと考えておりますが、ご都合により欠席される場合もあることから、委員の皆様にとりましてご負担にならない回数で一定程度委員の皆さんからのご意見が反映されるような形で検討をさせていただきたいと思っております。</p>
二木会長	<p>他にご意見等ございますか。 なければ次の議題に進みます。</p>
二木会長	<p>(6) その他</p>
	<p>続いて、議題(6)その他に入ります。 委員の皆さんから何かございますか。</p>

鳴瀬委員	<p>先日女那川地区において一人暮らしの方が亡くなり、死後3日ほどたってから発見された大変不幸な事例が発生しました。私の家の近くでも5割くらい一人暮らしではないかと思えるような状況です。</p> <p>個人情報保護といった事もあります、町内会や老人クラブ、女性会やヘルパー組織などが協力して、一日一回電話でもいいから一人暮らし世帯の安否確認ができないものか。</p>
小田委員	<p>今の鳴瀬委員の発言の件について、民生児童委員の方が1週間に1度一人暮らし世帯を訪問する活動を行っておりまして、今回の事例でも亡くなる2日前に訪問を行っており、その時はお元気に過ごしていることを確認しております。毎日の訪問は民生児童委員の方の負担も大きく難しい状況です。</p>
成田課長	<p>民生児童委員協議会事務局の立場から補足させていただきます。</p> <p>小田委員からも発言がありましたが、民生児童委員協議会としては、一人暮らしの方のマップを作成し、訪問活動を行っておりますが、毎日もしくは常時巡回となりますとなかなか難しい状況であり、近隣の方から普段の状況を聞き取りするなどして、1週間に1回もしくは2回の訪問を行っております。</p> <p>今回は不幸な事例となってしまいましたが、これを踏まえて民生児童委員としましては、今後一人暮らしの方の見守りを強化していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。</p>
田中委員	<p>今の話ですが、老人クラブとしても以前会員で一人暮らしの方を訪問する活動を行ったことがあります。</p> <p>しかし、同じ会員であるためか訪問されることを好まない方もおり、訪問活動をやめたことがあります。</p> <p>やはり、会員ではなく民生児童委員という立場の方の訪問でなければだめなのかなと思います。</p>
坂本支所長	<p>鳴瀬委員から発言がありましたが、私ども行政にとりましてもコミュニティを形成するという事は非常に重い課題だと認識しており、特に災害が起きたときなどは要援護者の方が避難できるように、また避難できているか把握するため事前の把握が必要だと思っております。</p> <p>阪神淡路大震災を契機に防災マップの必要性が強く認識されるようになり、関西のある都市では、どこの家にどういう要援護者が暮らしているか、更に家のどの部屋で就寝しているかまで把握している事例もございます。</p> <p>しかし、田中委員からの発言にもありまして、訪問などを嫌がる方もいらっしゃいますし、市役所内の各部局で個人情報を有しておりますが、</p>

個人情報保護法により、個人情報を他の目的に使用してはならないと定めがあり、市役所の職員であっても他の部署が有している個人情報については流用できないこととなっております。

これらの状況の中でコミュニティを形成するという事は非常に重い課題だと認識しております。

いろんな場面で情報を多く有しているのは民生児童委員の皆さんなのですが、民生児童委員の方だけに毎日その役割をお願いするというのは現実的に無理なことでありますので、田中委員の発言にありましたように、老人クラブのつながりであるとか、あるいは趣味の会や給食サービス、介護保険などのつながりであるとか、いろんな場面で見守りをできていればいいと思いますし、それらを全体的に役所が管理できていればいいのですが、なかなか難しい状況であり、恵山地域においてもその点において大変苦慮しているところではあります。

制度としてはなかなかできませんが、やさしく地域につながっていただけるように今後取組をしていきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

二木会長

それでは、全体を通して何かございますか。

及川委員

これは無理なお願いかも知れませんが、来年度コミュニティセンターや保育園が建設される予定ですよ。どこも不景気で、恵山地域もやはり不景気なものですから、入札などで業者さんを選ぶのは大切なこととは思いますが、恵山地域にも業者さんがおりますので、できることならその方たちに少しでも仕事が回るように配慮して欲しい。

鳴瀬委員

今の及川委員の発言に関連して、道路工事の例でも恵山地域の工事を恵山地域以外の業者さんが請け負っているのを数多く見かける。逆に恵山地域の業者が旧函館市内の仕事を請け負うことは非常に大変だと思います。入札等の関係もありますが、恵山地域の仕事、特に少額のものについてはなるべく恵山地域の業者さんが請け負えるようにして欲しい。

坂本支所長

基本的に業者への発注につきましては、地方自治法施行令に入札によることとされております。そのほかには、緊急を要するものに関する発注や少額の場合が例外として規定されております。

全国的にいわゆるゼネコンによる談合問題等がありましてから全国の自治体において入札の透明性の確保による談合防止のための仕組みについて見直しが行われてきたところです。

函館市の場合も以前は入札に参加できる業者を指名する「指名競争入札制度」を採用し、地元業者を優先に指名しておりましたが、今は業者の指名をしない「一般競争入札制度」に変わってきております。これは事業者として

の能力さえあれば誰でも入札に参加できるというものでありますが、これでは全国から入札に参加できることとなりますので、一定程度の条件を付ける「条件付き一般競争入札制度」となっております。函館市の入札に関する条件というのは、函館市に本社がある業者となっております。合併により恵山地域の業者さんも函館市の入札に参加できる要件となっております。

旧恵山町時代は、地元発注が優先されておりましたので、合併後も発注に関して急激に変化しないように配慮して、旧自治体内の範囲内を優先に発注を行ってきたところです。その後旧自治体単位にありました建設協会が合併し函館東建設協会となりましたので、現在は戸井・恵山・楸法華・南茅部の東部4支所地域の範囲を一つとして発注を優先しているところです。

しかしながら、この発注方法もあくまでも暫定のものでありますので、今後どの程度現行の方法が続くのかは明らかではありませんが、将来は旧函館市内と合併地域とのくくりも廃止した入札方法になるものです。

来年度着工予定のコミュニティセンターや保育園については、施設規模も大きく発注金額が高額になることや、求められる技術水準からも建設主体や電気、設備関係での地域への優先発注は困難であると考えています。

及川委員から発言のありました恵山地域の業者を活用するという努力の部分についてですが、来年度から市営住宅関係の業務が本庁に集約されることになっており職員も1名削減となる予定です。

この市営住宅につきましては小修繕も多く、現在函館市の市営住宅管理業務を行っている住宅都市施設公社でも、業者の登録制度があり130万円以下の少額な小修繕について、緊急性の観点から地域業者への優先発注は可能との認識を得ております。

しかし、コミュニティセンターや保育園などの発注につきましては、透明性確保の観点から、函館市のルールに沿ったかたちで入札等が行われる事にご理解をお願いしたいと存じます。

二木会長

他に何かございますか。

若山委員

尻岸内会館の管理業務の範囲の件で伺いたいのですが、管理人はどこまでの範囲を管理すればよろしいのでしょうか。施設の外回りも全て含まれるのでしょうか。

工藤課長

地域会館の管理人の業務につきましては、会館の鍵の管理および清掃業務などに限定されております。施設部分が壊れていて補修が必要な場合などは住民サービス課にご連絡を頂きたいと思っております。

外回り部分については、基本的に市の施設でありますので住民サービス課へご連絡を頂き、その上で手だてをしなければならぬと思いますが、地域の中で町会等の団体が使われる施設であることから、地域の中全体で管理し

坂本支所長	<p>ていく事も必要だと考えております。</p> <p>管理人の方には室内の清掃や鍵の管理をお願いしておりますが、駐車場などの外回り部分についても枯葉やごみの清掃などをして頂いていることもあろうかと思えます。基本的には市の施設でありますので、私どもに管理の責任がございますので、目に余るものがある場合によっては住民サービス課へご連絡をお願いしたい。</p> <p>会館に関連して別の話になりますが、現在恵山地域には8会館があり、このうち日ノ浜会館については来年度コミュニティセンターに建て替えをする予定となっております。</p> <p>これらの会館管理につきましては現在市が直営管理しておりますが、来年度からは指定管理者制度に移行する予算を6月議会で議決され、実際に管理される方の指名を12月議会で議案で提出致します。具体的に申しますと恵山町会連合会へ委託をするというものでございます。これによりまして来年4月以降は会館の外回り部分などの敷地部分も含めまして、指定管理者である町会連合会が管理することになります。</p> <p>コミュニティセンターが完成後は、事務室もできますので専任の方を配置することも可能と思えますし、完成までの間は恵山支所に指定管理者で事務を担当される方の席を設け地域の方からの連絡先についてわかりやすい体制にしたいと考えております。</p> <p>また、道路管理などでもそうですが枯葉の清掃など住民の皆さんからの要望に全ての箇所についてお応えすることができない場合もございますので、軽微な点につきましては住民の皆さんのご協力をお願いしたいと考えております。</p>
二木会長	委員の皆様から多くの意見が出されましたが、他に何かございますか。
東福委員	<p>先程も及川委員、鳴瀬委員から発言がありました。私も推薦母体が建設協会でありますので、発言がはばかれるところではありますが、入札制度での地域優先範囲の変更も理解しておりますし、現在の経済状況の中、過疎債や合併特例債を充当しての事業実施であるならば、推薦団体の立場上発言をさせて頂きたい。支所長からの答弁内容も重々理解した上で、市としてできる範囲で地域が潤いを与えられるようにご配慮をお願いしたい。</p>
坂本支所長	ご趣旨は理解致しました、所管する財務部にも申し伝えたいと思えます。
二木会長	<p>他にないようですので、以上で本日の日程はすべて終了致します。</p> <p>次回の開催は、3月を予定している。</p> <p>日程、議題内容については、正副会長に一任願いたいと思うが、よろしい</p>

か。

<委員一同、はいの声>

平成20年度第3回函館市恵山地域審議会を終了する。

5 閉 会 (16時25分)